

令和3年度第4回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年8月11日（水）午後2時00分 安齊教育長

閉会 令和3年8月11日（水）午後3時11分 安齊教育長

2 開催場所

坂戸市役所201会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄（教育長）

4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 谷口 義明

次長兼社会教育担当副参与 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

スポーツ推進課長 仲島 昭靖

中央公民館長 間々田 征典

北坂戸公民館長 利根川 明

城山公民館長 志村 正

図書館長 勝俣 敦

教育総務課副課長 加賀谷 順子

学校教育課副課長 野口 潤也

スポーツ推進課副課長 宮崎 格

書記 山崎 憲次郎

書記 藤野 陽介

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

（署名 8. 11 教育長、毛利委員、藤野書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、小川委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

最初に6月29日の次期総合振興計画策定に係るトップインタビューですが、これは時期坂戸市総合振興計画の策定に携わるコンサルが、教育委

員会が所掌する事項について、教育長の考えを事前に聞いておきたいとの趣旨で行われたものです。1時間半にわたり、私のビジョンの話をしました。次に、7月8日には、1年延長された東京2020オリンピック聖火リレーが、鶴ヶ島から引き続く7区間、1.3キロで行われました。当日は、小雨が降る天気でしたが、西入間警察署をはじめ、体育協会、レクリエーションスポーツ協会、スポーツ推進委員、交通指導員、そして多くの市役所職員の協力の下、無事終えることができました。続きまして、7月12日に西部教育事務所の学校指導訪問がありました。桜中学校では、昨年度導入した一人一台の端末を使い、同じく補正予算で購入した電子黒板等を活用した授業が、多くのクラスで展開されており、先生方の取り組みを大変頼もしく感じました。今後のGIGAスクール構想の推進に、積極的に取り組んでいきたいと考えております。次に7月15日に本庄市在住の笠原様から「日本の近代化を築いた人 大偉人・渋沢栄一の生涯」という本を50冊、寄贈を受けました。タイトルは渋沢栄一の生涯となっておりますが、中身の半分近くは、本市の大川平三郎についても書かれています。一つの話が1ページで簡潔にまとまっており、写真も使われていて、大変読み易い本となっております。子どもたちに読んでもらえるように各学校に2冊ずつ配布しました。次に7月28日小川教育長職務代理者にも出席いただき、鶴ヶ島市役所内で教科書採択協議会が行われました。その結果を受け、この後の教育委員会会議で本市としての教科用図書の採択をお願いしたいと思います。最後に8月2日に第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議がありました。8月2日から今月末までを期間とした緊急事態宣言を受け、本市としての対応を協議したものです。学校関係では、部活動を週4日以内で、練習試合は原則禁止としました。また、保護者あてのメールをこれまでに3回発出し、感染防止に向けたご家庭の協力をお願いいたしました。以上この間の報告でございます。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

(2) 専決処理に関する報告については、人事に関する案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定により、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎専決第1号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の辞職について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

◎専決第2号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

【日程第4 議 事】

議案第7号から議案第9号は、令和3年9月坂戸市議会定例会に提案される案件であり、議案第10号及び議案第11号は、人事に関する案件であり、また、議案第12号、「令和4年度使用中学校用教科用図書採択について」は、採択に関する案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定により、議案第7号から議案第11号は非公開、議案第12号は公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、議案第7号から議案第11号は非公開、議案第12号は公開で審議されることに決定しました。

◎議案第7号 令和2年度一般会計決算について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第8号 令和3年度一般会計補正予算について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第9号 財産の取得に係る申入れについて

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第10号 坂戸市社会教育委員の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第11号 坂戸市立小・中学校学区審議会委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第12号、「令和4年度使用中学校用教科用図書（社会 歴史的分野）の採択について」を議題といたします。

教育長 議事の進め方についてお諮りしたいと思います。本議案は、教科用図書の採択に係るものです。教育委員会として公正に採択するために、選定された教科用図書について、議論したのち、採決していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第12号、令和4年度使用中学校用教科用図書（社会 歴史的分野）の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

施行規則第6条の規定に基づく市内中学校の令和4年度使用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条及び第11採択地区教科用図書採択協議会要綱に定める同協議会の協議により選定された別紙教科用図書を採択したいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。本議案は、令和4年度に中学校で使用する社会（歴史的分野）の教科書を採択するものでございます。去る7月28日、鶴ヶ島市役所で実施されました第11採択地区教科用図書採択協議会におきまして、来年度、中学校で使用する社会（歴史的分野）の教科書が選定されました。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項において、「採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」とされております。つきましては、採択協議会の選定結果のとおり、採択してよいか御審議をお願いしたいと存じます。選定結果について申し上げます。「社会（歴史的分野）」につきましては、「東京書籍株式会社」の「新しい社会 歴史」で、選定理由は、「各章のまとめにおいて、生徒が思考力を身に着けるためのヒントが豊富に盛り込まれている」などございました。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、採決に移ります。

教育長 原案の採択協議会の選定結果のとおりとすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 全員)

教育長 全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第13号、「令和2年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第13号、令和2年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の結果について、報告書を作成し、市議会に報告したいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。点検、評価につきましては、本年度で14回目となりますが、実施の趣旨等につきましては、1ページに記載のとおりでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に

基づき、本年度は令和2年度分の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を実施したものです。本年度は6月17日から7月9日までの間、3回にわたりまして、昨年に引き続き渡辺委員さんと志賀委員さんのお2人に点検・評価を実施していただき、報告書としてまとめさせていただきました。19の事務・事業を評価の対象とし、第1段階で事務事業評価シートにより、各所属長が事業の必要性、有効性、効率性、目標の達成度等から自己評価を行い、第2段階で評価委員による各所属長とのヒアリングを経まして、事業ごとにご意見をいただきました。事務・事業全体を通した、評価委員さんからの主な意見といたしましては、概ね効果的に目標を達成しているとの評価をいただきましたが、事業実施に当たり有効性や効率性を高める必要があるという意見等もいただいておりますので、今後の事業実施に反映していきたいと考えております。事業ごとの評価につきましては、3ページ以降に詳細な記載がございますので、後ほど御確認をお願いします。なお、本点検評価報告書につきましては、教育委員会会議に諮った後、9月議会へ報告をさせていただきますので御承知おきくださいますようお願いいたします。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終了します。

教育長 議案第13号、「令和2年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第14号、「坂戸市ノーマライゼーション教育推進委員会設置要綱を廃止する告示について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第14号、坂戸市ノーマライゼーション教育推進委員会設置要綱を廃止する告示について、坂戸市ノーマライゼーション教育推進委員会は、平成16年度に設置され、その運営が軌道に乗っており、今後開催する予定もないことから、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。ノーマライゼーション教育推進委員会は、ノーマライゼーション教育への理解を深め、情報交換を通したノーマライゼーション教育の一層の推進を目指し、市におけるノーマライゼーション教育に関する施策について総合的かつ効果的な対策を推進するため設置されたものでございます。推進委員会の設置から相当期間が経過してノーマライゼーションの理念が広く浸透してきていること、平成21年度に開催して

以後推進委員会を開催していないこと等を踏まえ、この要綱を廃止するものでございます。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第14号、「坂戸市ノーマライゼーション教育推進委員会設置要綱を廃止する告示について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第15号、「坂戸市立教育センター運営委員会設置規程を廃止する告示について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第15号、坂戸市立教育センター運営委員会設置規程を廃止する告示について、坂戸市立教育センター運営委員会は、昭和61年に設置され、その運営が軌道に乗っており、今後開催する予定もないことから、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。坂戸市立教育センター運営委員会は、教育センターの運営の円滑を図るため設置するものでございますが、平成21年度に運営委員会を開催して以後開催していない状況でございます。教育センターの運営も軌道に乗っているため、現在のところ運営委員会を置く必要がないことから、この規程を廃止するものでございます。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第15号、「坂戸市立教育センター運営委員会設置規程を廃止する告示について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和3年度第4回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和3年度第4回坂戸市教育委員会会議閉会>